

(1) 貸付申請に関すること

問1 山口県外の指定保育士養成施設（以後「養成施設」という。）に進学するのですが、貸付対象となりますか。

（答）山口県外の養成施設を卒業後、実施要綱第3条に記載する山口県内の施設または事業において児童の保護等に従事する意思があれば対象となります。

問2 山口県外在住者ですが、山口県外の養成施設に進学しても貸付対象となりますか。

（答）養成施設を卒業後、実施要綱第3条に記載する山口県内の施設または事業において児童の保護等に従事する意思があれば対象となります。

問3 養成施設2年生からでも貸付申請はできますか。

（答）在学期間であれば申請できます。

問4 貸付申請すれば貸付を受けることができますか。

（答）保育人材確保が目的であり、できるだけ多くの方々に利用していただきたいと考えております。ただし、貸付予算に限度がありますので、経済状況等を考慮し、優先順位の高い方から貸付を行うため、希望された方全員に貸し付けることは限りません。

問5 1年間のみの貸付申請を行いたい、入学準備金又は就職準備金の申請はできますか。

（答）申請はできます。ただし就職準備金のみの申請はできますが、入学準備金のみの申請はできません。また、入学準備金については養成施設入学年度のみ申請可能です。

問6 4年課程の保育士養成施設の場合、4年間に分けて貸付を受けられますか。

（答）借入期間は最長で2年間となります。

問7 就職準備金は卒業時に加算されることになっていますが、4年課程の養成施設の学生で、2年次までに月額の貸付金を受けた場合、卒業時に就職準備金を受けることはできますか。

（答）卒業時に就職準備金を受けることはできます。また、就職準備金のみの貸付けの場合は、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に交付を予定しております。

問8 貸付申請のスケジュールはどのようになりますか。

（答）手続きは養成施設入学後になります。

募集要項に手続きの期間等を掲載予定ですので、募集要項で確認してください。

また、山口県福祉人材センターのホームページでも確認ができます。

問9 貸付が受けられることになった場合、貸付金はいつ頃に交付されますか。

（答）貸付金の交付は年4回（4月、7月、10月、1月）を予定しております。

なお、交付時期は多少前後する場合があります。

（２）他の貸付制度との併用に関すること

問10 保育士修学資金と日本学生支援機構奨学金等、他の貸付制度との併用はできますか。

（答）２以上の都道府県等又は実施主体から保育士修学資金貸付を併用して利用することはできません。また、併用については以下のとおりです。

■併用可能

- ・日本学生支援機構奨学金・高等教育の修学支援新制度（授業料等減免）・高等教育の修学支援新制度（給付型奨学金）・職業訓練受講給付金・日本政策金融公庫等その他の教育ローン

■併用不可

- ・他県の修学資金貸付・山口県ひとづくり財団奨学金・母子父子寡婦福祉資金・生活福祉資金（教育支援資金）・児童養護施設退所者等に対する自立支援資金・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金・その他国費による貸付や給付を受けられる方
（就職後）保育士就職支援金就職準備金貸付

（３）養成施設に在学中に関すること

問11 養成施設在学中に休学又は停学になった場合、休学、停学期間及び復学後の修学資金の取扱いはどうなりますか。

（答）休学、停学に至った理由により個別に山口県社会福祉協議会が判断します。届出書（第５号様式）を提出してください。

問12 養成施設在学中に留年した場合、貸付はどうなりますか。

（答）学業成績が著しく不良になったことを理由に留年になった場合は、以後の貸付を停止し、貸付けた修学資金は、返還となりますが引き続き養成施設等に在学している場合は返還の猶予ができます。

また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により留年となった場合は個別に対応します。

問13 就職活動中です。返還が免除となる施設について知りたいのですが、確認方法を教えてください。

（答）保育士修学資金貸付募集要項に「山口県内の保育所等」の一覧を掲載していますので、確認してください。

問14 借受人が在学中に死亡した場合、又は心身の故障により将来に渡って返還免除対象業務に従事する見込みがなくなったときはどうなりますか。

（答）借入した修学資金は返還が必要となります。

なお、借入した修学資金を借受人本人が返還できない場合は、連帯保証人が修学資金の返還債務を履行する必要があります。

問15 連帯保証人が死亡したとき、又は破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が発生したときはどうなりますか。

（答）すみやかに「連帯保証人変更承認申請書（第７号様式）」を山口県社会福祉協議会へ提出してください。

（４）養成施設卒業後に関すること

問16 養成施設卒業後、非常勤の職員として返還免除対象施設で従事したいのですが、常勤職員でなければなりませんか。

（答）雇用形態は常勤職員に限らず、非常勤職員でも構いません。

非常勤職員として勤務する場合、1,825 日（5年間）雇用され、そのうち返還免除対象業務に従事した期間が900 日（180 日/年）以上であることが必要です。

ただし、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に規定する過疎地域において返還免除対象業務に従事した場合及び中高年離職者が従事した場合は、保育所等に在籍した日数が1,095 日（3年間）以上であり、かつ、業務に従事した日数が540 日（180 日/年）以上であれば、同様に対象となります。

問17 返還免除対象業務従事期間中、産休・育休により業務に従事しなかった場合、返還となりますか。

（答） 業務に従事できない事由が発生したときには、個別に山口県社会福祉協議会が判断します。

災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由（産休・育休含む）により従事できなかった場合は、引き続き従事しているとみなしますが、従事期間には算定はしません。退職せず復帰した場合、復帰後から残りの従事期間を算入できます。

問18 返還が必要になった場合、貸付金の返還期間は何年間ですか。

（答）修学資金を借受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦による毎月の均等払方式等により返還していただきます。